

第5章 特定共同住宅等

第1 用語の意義・適用範囲

第5章 特定共同住宅等
第1 用語の意義・適用範囲

1 法令の略称

- (1) 「40 号省令」とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年 3 月 25 日総務省令第 40 号）」をいう。
- (2) 「位置・構造告示」とは、「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成 17 年 3 月 25 日消防庁告示第 2 号）」をいう。
- (3) 「構造類型告示」とは、「特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年 3 月 25 日消防庁告示第 3 号）」をいう。
- (4) 「区画貫通告示」とは、「特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件（平成 17 年 3 月 25 日消防庁告示第 4 号）」をいう。
- (5) 「17 号告示」とは、「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 18 年 5 月 30 日消防庁告示第 17 号）」をいう。
- (6) 「18 号告示」とは、「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 18 年 5 月 30 日消防庁告示第 18 号）」をいう。
- (7) 「19 号告示」とは、「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 18 年 5 月 30 日消防庁告示第 19 号）」をいう。
- (8) 「20 号告示」とは、「戸外表示器の基準（平成 18 年 5 月 30 日消防庁告示第 20 号）」をいう。
- (9) 「188 号通知」とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について（平成 17 年 8 月 12 日消防予第 188 号）」をいう。
- (10) 「500 号通知」とは、「消防用設備等に係る執務資料の送付について（平成 18 年 11 月 30 日消防予第 500 号）」をいう。

2 用語の意義

この章において用いる用語の意義は、省令 40 号第 2 条、位置・構造告示第 2、構造類型告示第 2、18 号告示第 2 及び 19 号告示第 2 によるほか、次による。

- (1) 40 号省令第 2 条第 1 号に規定する「特定共同住宅等」の例は、**第 1-1 図**のとおり。
- (2) 40 号省令第 2 条第 3 号に規定する「共用室」には、キッズルーム、来客用宿泊施設、カラオケルーム、シアタールームその他これらに類する室を含む。
- (3) 「階段室型特定共同住宅等」とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する特定共同住宅等をいう。（**第 1-2 図**参照）
- (4) 「廊下型特定共同住宅等」とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等をいう。（**第 1-3 図**参照）
- (5) 位置・構造告示第 2 第 6 号に規定する「光庭」の例は、**第 1-4 図**のとおり。
- (6) 位置・構造告示第 2 第 7 号に規定する「避難光庭」の例は、**第 1-5 図**のとおり。
- (7) 「共住区画」とは、位置・構造告示に規定する「特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画であって、第 3 位置、構造及び設備の要件 2 に適合するもの」をいう。

第5章 特定共同住宅等

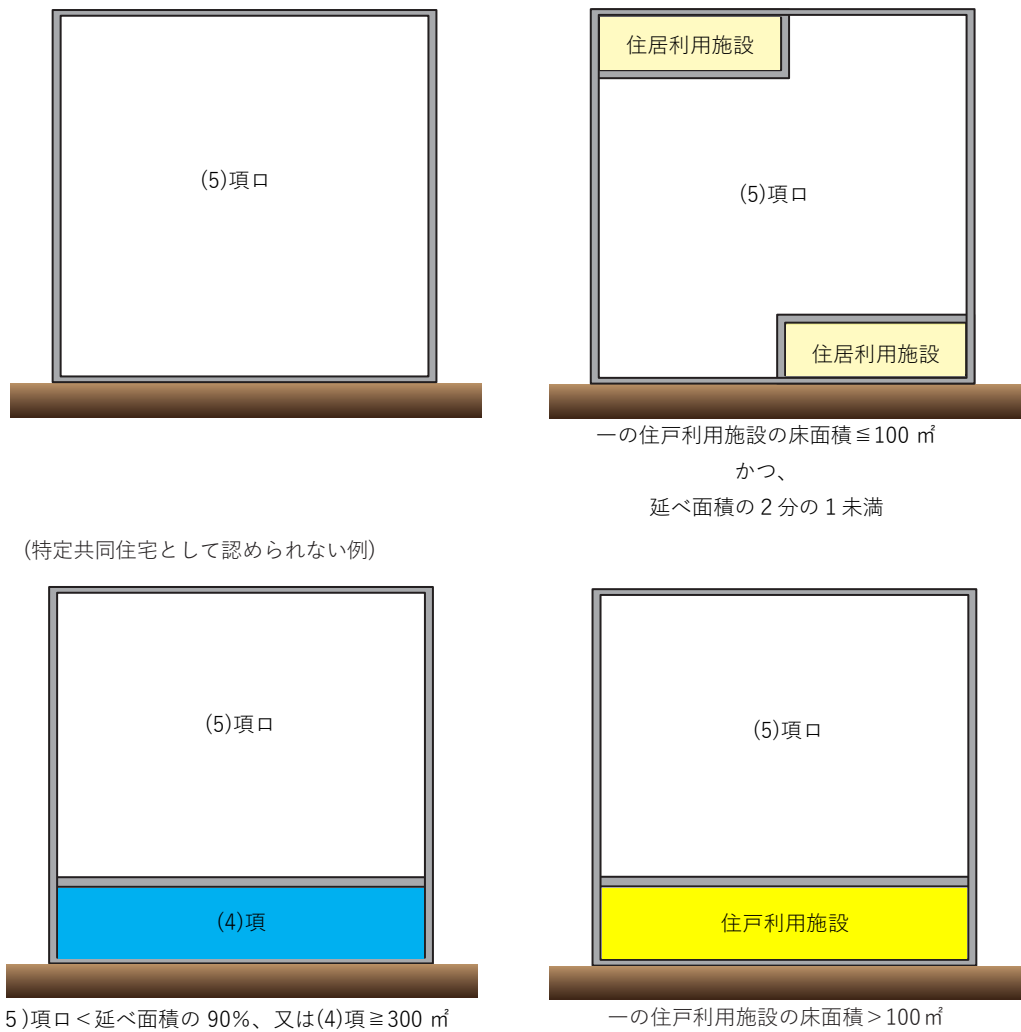
第1 用語の意義・適用範囲

3 適用範囲

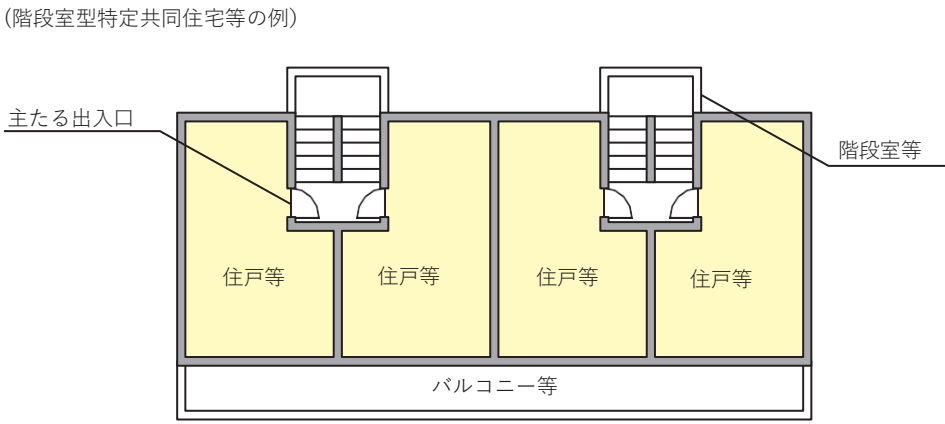
40 号省令を適用できる防火対象物の範囲は、同令第2条第1号に規定するほか、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合とする。

- (1) 第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い第5(1)機能従属により、(5)項口に掲げる防火対象物又は住戸利用施設に機能的に従属している部分として認められる場合（例：居住者専用の売店、フィットネススペースは、共用室とみなして40号省令を適用して差し支えない。**第1-6図**参照）
- (2) 第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い第5(2)みなし従属により、(5)項口に掲げる防火対象物又は(6)項イに掲げる防火対象物（(5)項口に掲げる防火対象物及び住戸利用施設）以外の独立した用途に供される部分が、40号省令第2条第1号に規定する防火対象物とみなされる場合（**第1-7図**参照）
- (3) 第3章第2政令第8条に規定する区画等の取り扱いにより、令8区画された部分が40号省令第2条第1号に規定する防火対象物となる場合（**第1-8図**参照）
- (4) 第3章第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い、第3章第5 地下連絡路で接続されている場合の取り扱い又は第3章第6 洞道で接続されている場合の取り扱いにより、別棟として取り扱う部分が、40号省令第2条第1号に規定する防火対象物となる場合（**第1-9図**参照）

第5章 特定共同住宅等
第1 用語の意義・適用範囲



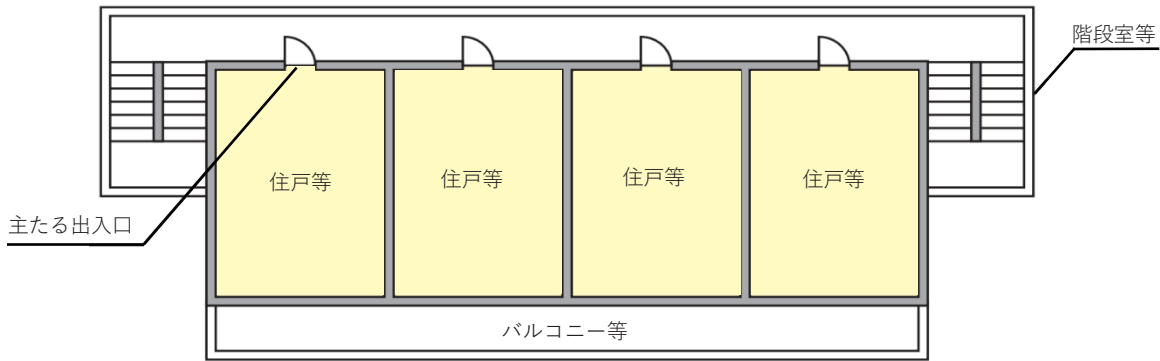
第1-1図



第1-2図

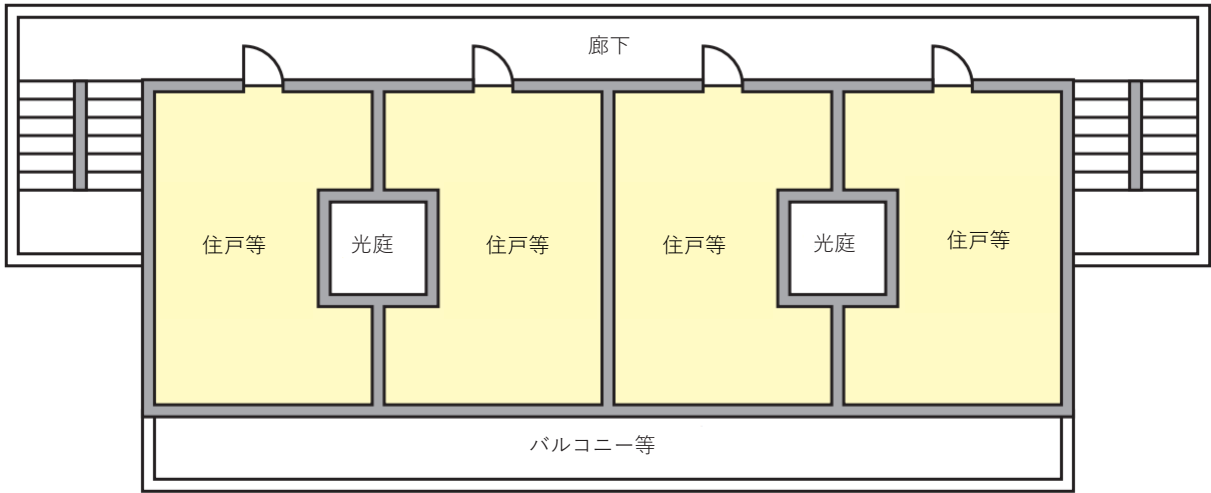
第5章 特定共同住宅等
第1 用語の意義・適用範囲

(廊下型特定共同住宅等の例)



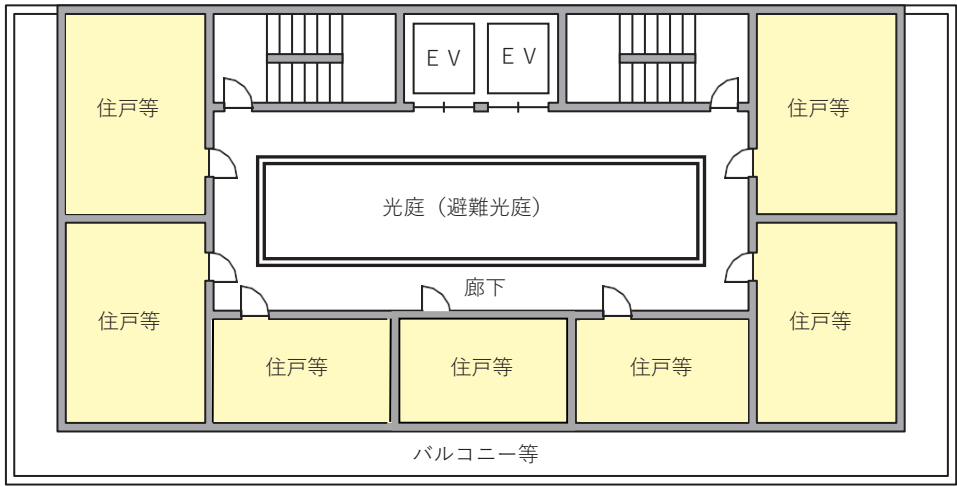
第 1 - 3 図

(光庭の例)



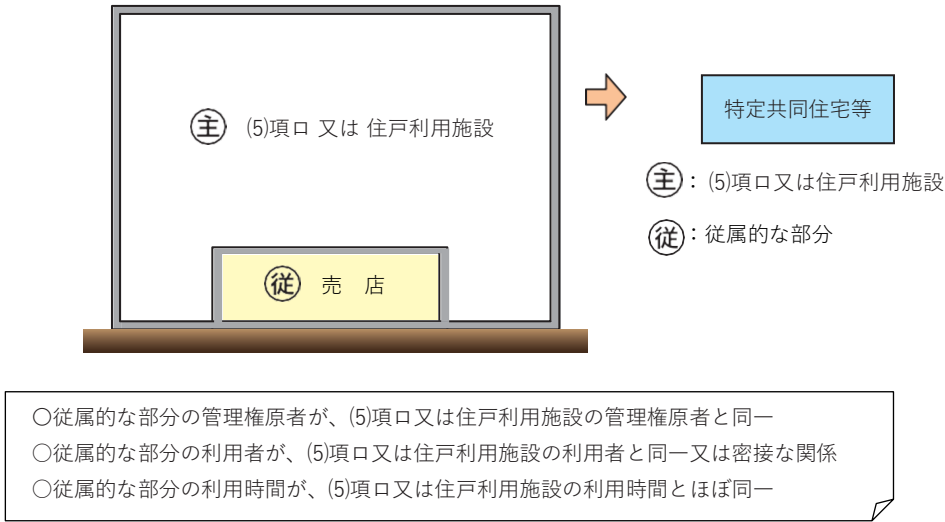
第 1 - 4 図

(避難光庭の例)

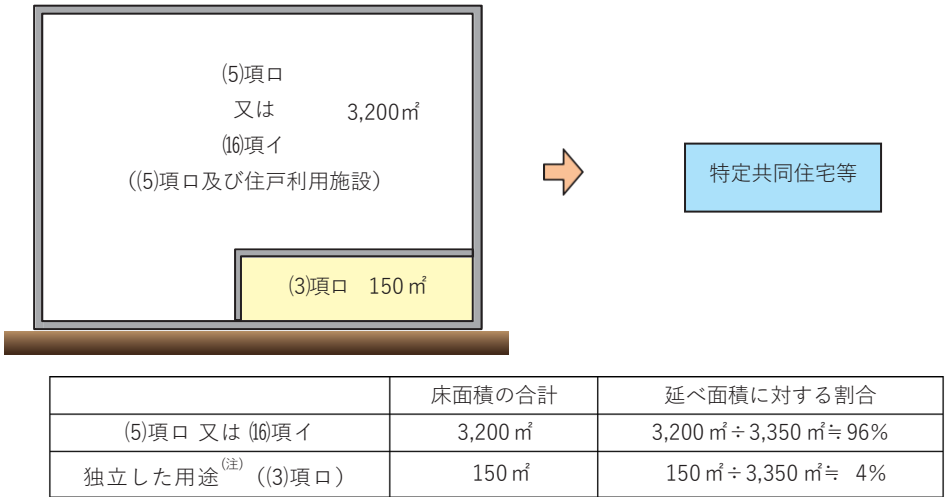


第 1 - 5 図

第5章 特定共同住宅等
第1 用語の意義・適用範囲



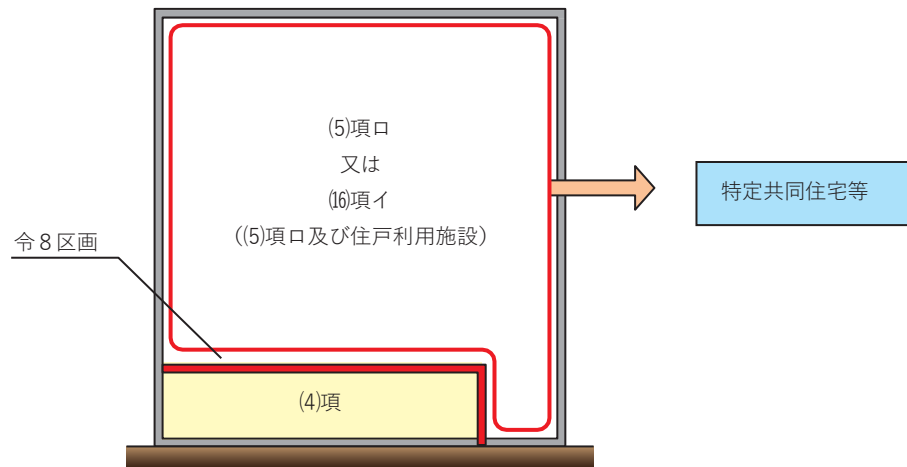
第 1- 6 図



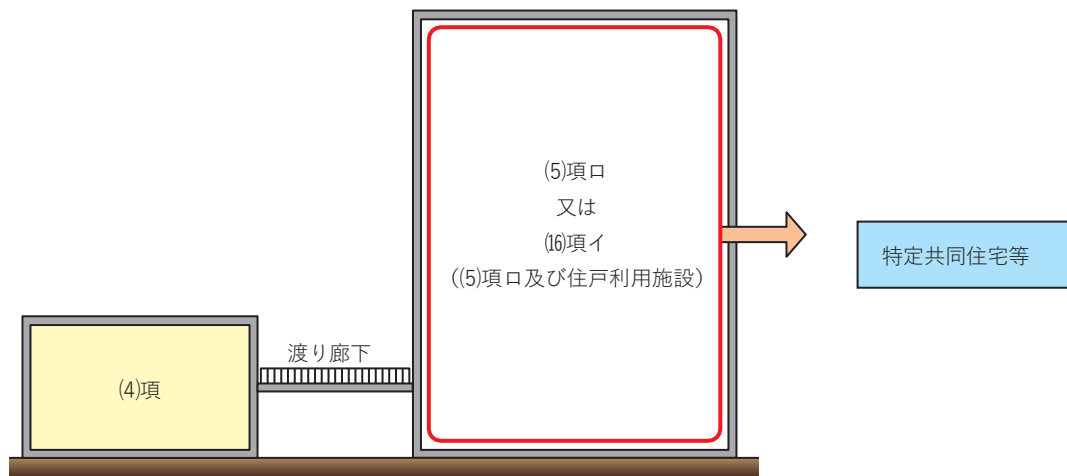
- 防火対象物の延べ面積のうち、(5)項口又は(16)項イの床面積の合計が 90% 以上かつ、
- 主たる用途以外の独立した用途^(注) に供される床面積の合計が 300 ㎡未満
- (注) (2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。

第 1- 7 図

第5章 特定共同住宅等
第1 用語の意義・適用範囲



第1-8図



第1-9図